

名古屋議定書を巡る国内外の動向等

平成27年10月

経済産業省商務情報政策局

生物化学産業課

生物多様性・生物兵器対策室

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する経緯等（1）

- 「生物多様性条約」（※）にも簡単なABS関連規定が存在。
 - 遺伝資源は提供国（保有国）の主権的権利に属する。
 - 遺伝資源の取得のためには、次の2点が必要。
 - ①事前の情報に基づく提供国の同意（PIC）（ただし、提供国が求めない場合は不要。）
 - ②相互に合意する条件（提供者と取得者との契約：MAT）
- （※）生物多様性条約：親条約に相当。1993年発効。我が国を含む193か国が批准するも米国は未批准。



- 2004年、生物多様性条約の下にABS関連の議定書を策定すべく交渉開始。
- 議定書交渉では、途上国（提供国）と先進国（利用国）との間で多くの点で対立。
 - 先進国側は、アクセス手続き等の透明性向上を要求。
 - 途上国の一部には、過去（例えば、大航海時代）に採取された資源に関する利益配分を強く主張する国も。

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する経緯等（2）

- 第10回生物多様性条約締約国会議（平成22年10月@名古屋）
 - 議定書の対象範囲や、利用国措置のあり方などで対立。各国交渉官による合意を断念。（通常であれば、2年後の次回会議に持ち越し）
 - 議長であった当時の松本環境大臣が、COP10最終日に「議長提案」を各国に提示。最終的に各国が受け入れたことから、「名古屋議定書」として採択。
- 生物多様性条約の「愛知目標」（COP10で合意された20項目の目標）の1項目
 - ・ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。（実施目標年：2015年まで）
- 2012年9月に、下記の記述を含む「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定。
 - ・可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

名古屋議定書の概要

- 提供国における取得時のルール

- 提供国がPICを求める場合は、PICを取得し、利益配分の内容はMATを締結。

- 提供国（途上国など）の義務

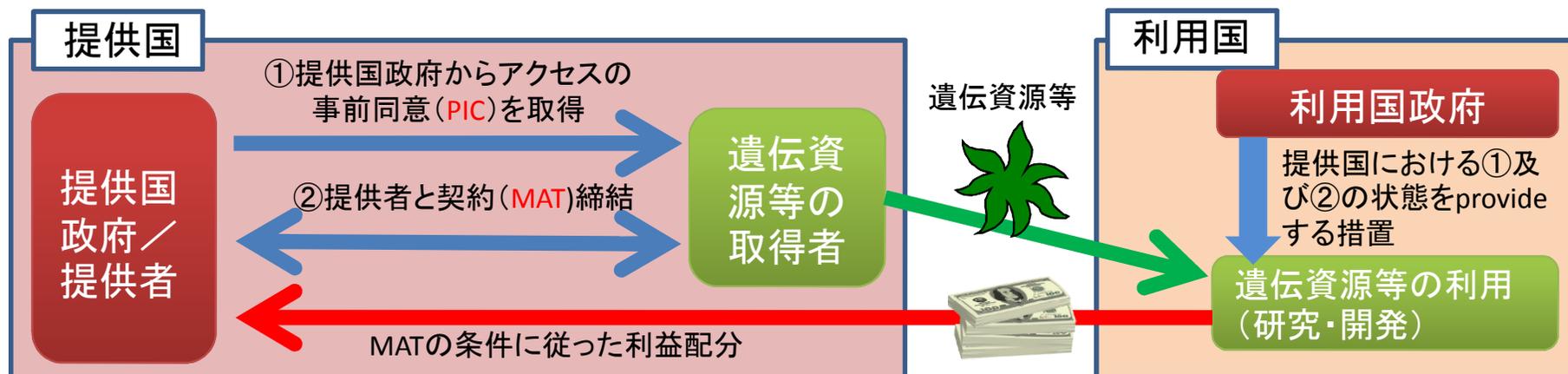
- PICを求めるのであれば、法令に明記。関係法令やPIC発効の情報を公式HPにアップ。

- 利用国（我が国など）の義務

- 管轄内で利用が行われる案件について、遺伝資源等の取得時に

- ①PICを取得、②利益配分の条件についてMATを設定

- した状態であるようにする（provide）措置を講じること。



名古屋議定書を巡る産業界の動向

- 産業界からの要望書（2014年10月（議定書発効の直前）発出）
（提出者）日本バイオ産業人会議、バイオインダストリー協会、日本製薬工業協会、
日本漢方生薬製剤協会、日本種苗協会、日本化粧品工業連合会
（提出先）外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣
（主な内容）・内容を丁寧に検討し、産業界との調整を十分に経るべき。
・遡及性が確実に否定されると判断できるまで、批准を避けるべき。
・中小企業や研究開発への十分な配慮。
- 本年2月には、「日本生物工学会」「日本農芸化学会」が連名で外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣あてに同様の要望書を提出。
- 本年4月に開催された「日・EUビジネス・ラウンドテーブル」の「ライフサイエンスとバイオテクノロジー」作業部会の日・EU両首脳あての提言に「名古屋議定書の批准・適用への慎重な対応」が盛り込まれた。
- 本年7月に経団連より関係省庁の事務次官あてに、定義の明確化、影響や各国の情報公表、先進国間・新興国との連携、産業界との意見交換の機会の設定等に係る意見書（「名古屋議定書に関する検討の視点」）を提出。

名古屋議定書の主な問題点

- 生物多様性保全への貢献度
 - 配分された利益の生物多様性保全等への活用が義務ではない。
- 主要な用語の定義が曖昧
 - 「遺伝資源 (genetic resources)」= 生物多様性条約の曖昧な定義をそのまま引用。(現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材 (遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材))
 - 「遺伝資源に関連する伝統的な知識」= 定義なし。
 - 「派生物」= 定義はあるものの、取り扱いに関する規定なし。
 - ← 植物エキス、香料、ゴム原料、パルプ、糸などが該当
 - 「一般流通品 (コモディティ)」= 定義も、取り扱いも規定なし。
- 遡及的な適用の可能性
 - 議定書自体に、将来遡及的な適用を検討できる規定が存在。(第 10 条)

名古屋議定書発効後に広がるABSを巡る世界

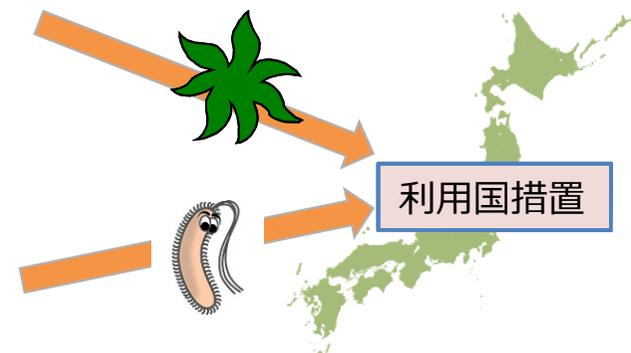
- 提供国は、遺伝資源に対する主権的権利に基づき、名古屋議定書を越えた措置を執ることも可能。遺伝資源の取得・利用が一層困難になる措置が広がってきている。

(例)

- 過去に取得されたものでも、利用目的に変更があればPIC再取得等の対象。(仏)
- 「派生物」も対象。(ブラジル、インド、タイ、マレーシア、アフリカ連合(54か国)のモデル規程等)
- 遺伝子データなどの「情報」も対象。(ブラジル、ノルウェー、マレーシア) 
- 遺伝資源の取得を原則自国民・自国企業に限定。(ブラジル)
- コモディティー(一般流通品)も対象。(インド) 
- 高額利益配分を法令で規定(ブラジルは原則として売上高の1%を要求。フィリピンは製品の売上高の2%以上を要求するほか、「探査料」や「前払い金」を要求。ベトナムは利益の30%以上を要求。)
- 違反者に対する厳しい罰則(フランスは、最高100万ユーロの罰金and/or 2年間の禁固刑。スイスは故意の違反者に10万スイス・フランの罰金)

我が国の国内措置（利用国措置）の検討のポイント

- 提供国が義務を果たしている場合のみ対処すべきではないか。
（※）提供国の義務：PICを求めるのであれば、法令に明記。
関係法令やPIC発効の情報を公式HPにアップ。
- 遺伝資源が日本に入る前に第3者に渡った場合、「取得時点でPICを取得し、MATを設定した」ことを証明することは困難ではないか。
- 提供国は名古屋議定書を越えた措置を執ることが可能。ただし、日本の国内措置は、日本としての議定書の解釈の範囲内の案件を対象にすべき。
- 国内措置は、過度な負担や煩雑なものにならないように。また、誰が国内措置の対象になるのかが明確であることが重要。
- 不遵守の場合の措置（罰則または行政処分）は、提供国法令の違反（PIC取得違反等）やMATの不履行への対処ではなく、国内措置の不遵守が対象であるべき。



名古屋議定書の批准国（平成27年10月29日現在67か国＋EU）

＜アジア・大洋州＞ ブータン、カンボジア、フィジー、インド、インドネシア、カザフスタン、キルギス、ラオス、マーシャル諸島、ミクロネシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、サモア、タジキスタン、バヌアツ、ベトナム

＜中東＞ ヨルダン、シリア、アラブ首長国連邦

＜中南米＞ キューバ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ

＜欧州＞ アルバニア、ベラルーシ、クロアチア、デンマーク、ハンガリー、ノルウェー、スペイン、スイス、EU

＜アフリカ＞ ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、コモロ、コートジボワール、コンゴ、コンゴ民主共和国、エジプト、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ジブチ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ、スーダン、ウガンダ

＜主な未署名・未批准国＞ 米国、ロシア、中国、カナダ、ニュージーランド、シンガポール

＜主な既署名・未批准国＞ 日本、韓国、オーストラリア、ブラジル、タイ

